

平成30年度第2回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成30年12月5日

開 催 場 所 プリムローズ大阪 2階 「鳳凰（東）」

平成30年度第2回大阪府環境審議会

平成30年12月5日

司会（長浜主査） 定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第2回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境農林水産部エネルギー政策課の長浜でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の竹柴からご挨拶申し上げます。

竹柴環境農林水産部長 失礼いたします。大阪府環境農林水産部長の竹柴でございます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素から環境行政をはじめ、府政の各般にわたりご支援とご協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

既にご案内のことですけれども、先月の23日、この大阪で、2025年万国博覧会が開催されるということが決定いたしました。この万博のテーマは、「いのち輝く未来社会のデザイン」ということですのでございまして、国連が掲げます持続可能な開発目標、いわゆるSDGsが達成される社会を目指すこととしております。

大阪府では、これまでも国、市町村、関係団体や府民の皆様方とともに、持続可能な経済社会システムを目指して取組みを進めてまいりました。この万博を弾みにして、より一層の取組みを進めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は審議事項が1件と報告事項が5件でございますが、そのほか、その他の事項といたしまして、海洋プラスチックごみに係る大阪府の取組みにつきまして、事務局から報告をさせていただきます。

海洋プラスチックごみにつきましては、来年6月に開催されるG20大阪サミットにおきましても議論される可能性があるということで、世界的な問題に

なっており、いかに多くの方々の理解をいただき、対策のための行動を起こしてもらおうかということが重要と考えております。こちらにつきましても、ご助言等を賜れば幸いと存じております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様からの忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

司会（長浜主査） 次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に配席表、大阪府環境審議会委員名簿、大阪府環境審議会条例、出席確認票、このほか臨時委員からご提供いただきましたPCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会のチラシもあわせてお配りしております。そのほかの資料につきましては、事前にお送りしているとおりでございます。議事次第の裏面には資料一覧がございます。資料の不足等がございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

なお、出席確認票につきましては、学識経験者と府議会議員の委員の皆様のお席のみお配りしております。報酬等の支出の手続が必要な委員の皆様におかれましては、ご出席が確認できる資料が必要でございますので、大変お手数ですがお名前をご記入いただき、お帰りの際、お席に置いたままにさせていただきようをお願いいたします。

本日ご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記載しておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち現時点で25名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

これ以降の議事につきましては、石井会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

石井会長 皆さん、こんにちは。会長を仰せつかっております石井でございます。

本日の議事でございますけれども、審議事項が1件、報告事項が5件ということでございます。委員の皆さんにおかれましては、円滑な議事進行にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですけれども、議事次第に沿って進めたいと思います。まず1番目、審議事項でございます。「大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について」、この答申案につきましてご審議いただきたいと思っております。

本案は、昨年6月の大阪府からの諮問に対し、土壌汚染対策検討部会において、昨年12月の第1次答申を踏まえて引き続き集中的にご審議をいただき、今般、部会としての第2次報告を取りまとめていただいたというものでございます。

それでは、平田部会長の方からご説明をお願いします。よろしく申し上げます。

平田委員 平田でございます。私の方からは、大阪府生活環境の保全に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について、部会で審議を行った結果を報告いたします。

この件につきましては、今、会長からもご案内ありましたように、昨年6月6日に、知事から、改正された土壌汚染対策法と整合した生活環境保全条例に基づく土壌汚染対策のあり方について諮問を受けまして、昨年の12月7日に第1次報告を行った後も、引き続き土壌汚染対策検討部会を5回開催いたしまして審議を行ってまいりました。この審議の結果を第2次報告として取りまとめましたので、その内容について説明を申し上げたいと思います。

第2次報告につきましては、別添になってございますが、資料1-1別紙というホッチキスどめの資料があると思うのですが、少々厚くなってございますので、その概要を資料1-2にまとめてございますので、この資料を用いまして説明を申し上げたいと思っております。

A4横長になってございますが、左側には審議経過がございます。報告の概要と続きまして、右側の下側には1つの表がございますけれども、これは現在の土壌汚染対策法と府条例に基づく土壌汚染対策の流れを書いてございまして、その右側には報告の概要が対比できるという形でまとめてございます。

まず、審議経過ですけれども、昨年5月19日に土壤汚染対策法が改正、公布されまして、土地の形質変更の届出に関する規定の整備など、極めて多岐にわたる内容が変更となりました。その意味で、あまりにも多いということでございますので、2回に分けて施行しようということで、本年4月1日には、主に手続論について、来年の4月1日には、かなり詳細な内容、技術論も含めて、第2段目の施行をしようということになった次第でございます。

第2次報告の内容につきましては、改正法のうち、第2段階で施行される事項とその他大阪府域の固有の事情がございますので、その課題に対して、条例のあり方を審議した結果をまとめてございます。

審議した内容につきましては、既にパブリックコメントを行ってございまして、本年10月3日から11月2日まで行いまして、団体を含む4名の方から意見等の提出がございました。

続きまして、報告の概要でございますが、報告の概要につきましては（1）から（4）の4つの項目について審議結果をまとめてございます。

まず1点目は、土壤汚染の調査を行う対象の拡大ということでございます。右下の表にもまとめてございますけれども、土壤汚染対策法を、ここでは法と申しますけれども、その法と大阪府条例ともに、工場等が有害物質を使用する施設を廃止した際に、土壤汚染の状況を調査することを義務付けられてございます。ただし、この場合も、工場が操業しているなどの場合には調査が猶予されるということがこれまでございました。ただ、猶予されている土地でありましても、土壤汚染調査をせずに形質変更、つまり土壤掘削をするということがございますと、もし土壤に汚染物質が含まれていれば、地下水に有害物質が落ちてしまうと、さらに汚染土壤そのものも拡散をしていくということがございますので、今回の法改正では、一定規模以上の形質変更を行う場合には、事前に届出を行い、土壤汚染の状況を調査するということになりました。一定規模と申しますのは、ここでは900平米になってございます。

条例につきましても、法改正と同様の趣旨から、猶予中、操業中の工場の敷地内で一定規模以上、これも900平米ですけれども、形質変更を行う場合には、土壤汚染の状況を調査し、その結果を報告することが適当であるといったしました。

2つ目は、指定区域におけるリスク管理の強化について書いてございます。表に示していますように、法、条例ともに、調査によって土壤汚染が判明し、土壤を食べてしまうといった直接摂取、あるいは地下水の摂取による人の健康リスクがある場合には、汚染の除去等の措置を要する区域、ここでは要措置区域と申しますけれども、そのように指定し、知事は土地所有者に措置を講じるよう指示するということになります。

法改正では、知事は、土地所有者等に事前に計画書を提出するよう指示し、計画が技術的水準に適合していない場合には、その変更を命ずることができるようになりました。条例に基づく指定区域につきましても同じ趣旨から、改正法と同様の制度とすることが適当であるといいたしました。

3つ目は、指定区域におけるリスクに応じた規制の合理化でございます。法、条例ともに、土壤汚染が生じていても、直接摂取などによる人の健康リスクがない場合には、土地の形質変更を行う際に届出が必要な区域、つまり形質変更時要届出区域と申しますけれども、そのような土地に指定をいたします。

法改正では、この土壤汚染が人為的なものではなくて、専ら自然、つまりもともとの土壤に含まれている有害物質、あるいは埋立材に由来するような、そういう土壤の汚染、そういう指定区域につきましても、人の健康へのリスクに応じた規制とする観点、あるいは適正な管理のもとでの資源としての有効利用の観点から、特例的に事後届出を可能とするということと、もう1つ、ここは極めて重要ですが、指定区域間の土壤の移動を認めるということになりました。つまり、指定区域間で汚染物質を含む土壤でありましても動いていくということになります。

条例に基づく指定区域になりましても同じ趣旨から、法改正と同様とすることが適当であるといいたしました。

4点目は、その他の大阪府の区域の固有の課題について書いてございます。1)は土地所有者による情報の把握についてでございます。土地の所有者とその土地に設置しています施設の設置者が異なる場合がございます。全国でいきますと約3割がそれに相当するということになるのですが、大阪府の場合は、極めてこれが高うございまして、約半数が、土地の所有者と特定事業場の設置者が異なっているということでございます。

どういふことになるかといいますと、廃止届けをするのは土地の所有者が行います。土地の所有者が廃止をする届出を行うときになって初めて、私の土地には有害物質を使っていた工場があったのか、あるいは土壤汚染の調査を行わなければいけないということを初めて知るわけです。そういたしますと、土地の所有者、地主さんと施設を使っていた、借りていた方との間でトラブルが生じるということで、調査に着手すらできないという状況が間々起こることになります。

このような課題に対応するために、施設の設置者が操業中から有害物質の使用について土地所有者に情報提供を行う努力義務規定を設けることが適当であるといたしました。

それから、2)は、自主調査等の指針についてでございます。大阪府では、既に自主的に行われる調査などに関する指針を策定いたしまして、指導・助言を行ってはございますけれども、そういう状況を踏まえまして、指針をより拡充し、自主調査によって、基準不適合が判明した土地においても、知事が指導等を行えるような形質変更に係る事項を追加するというを書き込んでございます。

3)は、自主調査の結果に基づく区域指定についてでございます。法には、自主調査によって基準不適合が判明した土地について、土地の所有者が自ら区域指定を求める申請を行える規定がございますけれども、大阪府の条例におきましても、やはり同様の規定を設けることが適当であると書いてございます。

改めて書いている理由は、土壤汚染対策法に指定をする物質と、大阪府が独自に定めている物質にダイオキシンがございますので、国の法律だけを適用した場合にはダイオキシンが抜けてしまうということになりますので、ダイオキシンも適用するのだという意味で、改めて条例においてもそのような規定を設けると、それが適当であるといたしました。

最後の4)ですけれども、汚染土壤処理業の指導指針について書いてございます。今現在、汚染土壤の処理業の許可の申請に際しましては、大阪府と規制権限を有する市町村がそれぞれ指針を定めるなどして、事業者への指導・助言を行ってございます。この指導・助言が、市町村によってでこぼこがあるといひますか、異なっていますと少々行政上トラブルが生じるということでございます。

ますので、大阪府内で統一的に行われるよう知事が指針を定め、府と各市町村が同一の指針で運用することが適当であるということを改めて書いてございます。

第2次答申の内容は以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

石井会長 平田部会長、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

私から質問させていただきます。先ほどの(3)のところに、自然に由来する土壌汚染という説明があったのですが、例えばどんなものがあるのでしょうか。

平田委員 よくご存じなのはヒ素とか鉛とかいうものです。これが自然由来です。かつては、それほど問題にはならなかったのですが、基準が強化されて、0.05 mg/Lから0.01にまで、基準が約5分の1まで下がったということで、大体一般の土壌に含まれているヒ素とか鉛等々、いわゆる重金属類の含有量は、その間に入ってきます。そういう意味で、かなりの部分が汚染になるということです。

石井会長 それはあくまで自然なので、例えば、大昔の海の底で堆積していったものという由来になるのでしょうか。

平田委員 今現在も、大阪府ですと、Ma12とかMa13とか、そういう地層がございます。海の底でできたような粘性土ですけれども、その中にはやはりヒ素等々が含まれてございますので、それを自然状態に置いておけば問題はないのですけれども、人手が加わって地上に上がってきますと、やはり有害物質ですので、それはそれなりに処理しなければいけないということになります。ただし、通常身の周りにある汚染物質ですから、汚染物質同士、存在する場所に移すのはいいだろうということです。今までは、自然由来でありましても、さわることはまかりならんという非常に厳しい基準だったのですけれども、今回緩むということになりました。ただし、土壌が動き始めますので、その土壌の移動といいますか、トレーサビリティを行政はきちっと把握しておく、それがちょっと面倒くさいかなという感じがいたしますけれども、管理をきち

っとしていくということだと思います。

石井会長 ありがとうございます。多分、皆さんも疑問に思われたかもしれませんが、質問させていただきました。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。特にないようでしたらお諮りしたいと思います。

ただいま、平田部会長の方からご報告いただいた答申案ですけれども、これを環境審議会の答申とするということでお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 どうもありがとうございます。では、本案を審議会の答申といたします。

また、土壌汚染対策検討部会ですけれども、これで役割を終えたということで廃止させていただきたいと思っておりますけれども、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 ありがとうございます。

それでは、平田部会長以下、これまで検討部会の皆様には精力的にご審議いただきました。感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、次に、報告事項に進みたいと思います。本審議会の通例では、部会の審議事項結果につきましては部会長からご報告いただいているのですが、今日は少し部会長のご出席が少なく、部会委員のご欠席も多いということで、事務局から今回はご報告いただくことにしますので、お認めいただければと思います。よろしく申し上げます。

では報告事項の1番目でございます。温泉法に基づく温泉掘削等許可についてということで、これも部会長がおられませんので、事務局からのご報告となります。よろしく願いいたします。

木村環境衛生課長 環境衛生課長の木村でございます。本日は委員の2名の方々におかれましてはご出席がかないませんでしたので、事務局からご報告をさせていただきます。失礼ではございますが着座にてご説明をさせていただきます。

温泉部会を平成30年8月31日に開催いたしました。その結果について、ご報告させていただきます。

それでは、お手元にお配りをしております資料2をご覧くださいと存じます。平成30年度第1回温泉部会では、知事から諮問がありました温泉掘削許可申請1件につきまして審議をいたしました。温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など、温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度などについて審議をいたしました結果、許可することに支障なしと決議をいたしました。

以上でございます。

石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告ですけれども、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告、以上とさせていただきます。

事務局、どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項の2、大阪21世紀の新環境総合計画の点検評価結果（毎年度サイクル）でございます。

この環境総合計画部会は、私自身が実は部会長ですので私から少しご報告し、その後事務局で詳細の報告をお願いしたいと思います。

それでは、資料3をご覧ください。この1の開催状況のところに記載しましたように、第1回目の部会を8月17日に開催しております。そこで、ご覧のように4つの議題について審議いたしました。

本計画ですけれども、毎年度サイクルの点検評価と複数年サイクルの点検評価の2つのサイクルで進行管理を実施しています。本年につきましては、毎年度サイクルの点検評価を実施いたしました。点検の結果ですけれども、施策事業は概ね順調に進んでいると評価したところでございます。また、この計画自体の改定の時期が迫っておりますので、次期計画についての意見交換も行いました。

それでは、事務局から補足の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

下村環境農林水産部副理事 環境農林水産部副理事の下村と申します。着席して説明させていただきます。

ただいま石井会長からご説明がございました点検評価についてでございます

けども、今年度、先ほど、部会長からもお話があった毎年度サイクル点検を行いました。これは、大阪府が作成をいたします点検評価シートに基づきまして、主な施策事業の年度ごとの取組み指標、アウトプットの達成状況を中心に、環境総合計画部会で点検評価することで、P D C Aサイクルを回して進行管理を行っているものでございます。今年度は70の施策事業についての点検評価を実施いたしました。

これらの点検評価に加えまして、さらに計画の柱でございます5つの分野から、毎年1つ、もしくは2つの分野を選定いたしまして、重点的に点検評価を行っており、今回は資源循環型社会の構築の分野を対象に評価をいただきました。

点検評価の結果につきましては、資料3の2.のところでございます、主な指摘事項・意見という欄に記載してございますとおりでございます。これらのご意見を踏まえまして、各種環境施策を推進していきたいと考えてございます。

続きまして裏面をご覧ください。3.の次期環境総合計画についてでございますが、現在の大阪21世紀の新環境総合計画の期間は、2020年度までなので、次期計画は2021年度からになります。2021年度からの次期環境総合計画につきましては、まだ諮問前ではございますが、予定している検討スケジュール等をお示しするとともにご意見をいただきました。

一応、来年の6月ごろの環境審議会におきまして諮問をする予定を立ててございまして、約1年間ご審議をいただいた後、パブリックコメントや市町村の皆様方からのご意見もいただきながら、2020年度中に策定をしたいという予定でございます。

いただいたご意見でございますが、SDGs同士のつながりを考え、包括的に計画の中で検討することが望ましいですとか、海洋プラスチック汚染など新しい環境問題も踏まえる必要もあるのではないかと。大阪らしい、府民の意識を高めるようなチャレンジングな目標を掲げてはどうかなどのご意見をいただいたところでございます。

また、環境農林水産部内で検討ワーキングも設置いたしまして、来年度の諮問に向けた準備作業を開始したところでございます。いただきましたご意見も参考にさせていただきながら、計画策定に取り組んでいきたいと考えてござい

ます。

報告は以上でございます。

石井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告でございますけれども、ご意見等があったらお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただきます。報告事項の3番でございます。大阪府地球温暖化対策実行計画及びおおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況、これにつきまして、事務局からご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

小野エネルギー政策課長 エネルギー政策課長の小野でございます。着席してご説明をさせていただきます。

それでは、事務局のエネルギー政策課から資料の4によりましてご報告をさせていただきます。

温暖化対策部会では11月3日に部会を開催し、大阪府地球温暖化対策実行計画及びおおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況についてご審議をいただきました。

まず、大阪府地球温暖化対策実行計画でございます。資料の左上の(1)温室効果ガス実排出量の推移をご覧ください。1990年と2005年以降の推移を示しています。温室効果ガスの排出量はさまざまな統計データを用いて算出するため、2016年度が最新のデータとなっております。

その温室効果ガスについてでございますが、二酸化炭素に換算して排出量を計算しておりますが、主な排出要因であります電気をつくる際に発生する二酸化炭素については、電気使用量に電気の排出係数と呼ばれる数値を掛け合わせることで計算しております。

そして、府域の状況でございますが、2008年のリーマンショックにより経済活動が低迷した影響で減少しましたが、2011年の東日本大震災により原子力発電が停止し、火力発電が増加したことで排出量が増加しました。その後、2015年度までは省エネが進んだことなどにより減少傾向にありましたが、最新の2016年度は5,614万トンで、前年度と比較して2.5%の増加となっております。

(2) の実行計画の進行管理をご覧ください。実行計画では、2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減することを目標としています。なお、計画の進捗管理については、対策による削減効果を評価するため、電気の排出係数を2012年度の値に固定することとしています。それによりますと、2016年度の温室効果ガス排出量は5,642万トンで、基準年度である2005年度の5,603万トンと比較して0.7%の増加、前年度5,506万トンと比べますと2.5%の増加となっています。

主な増加要因につきましては、表の右側のところに記載しておりますように、家庭部門では、前年度に比べて、夏が暑く、冬が寒かったことによります冷暖房の需要の増加、そして産業部門では、生産量の増加などに伴うエネルギー消費量の増加、そして運輸部門では、バスや大型貨物自動車の走行量の増加などが考えられます。

次に、右上の(3)対策指標をご覧ください。実行計画では、温室効果ガス排出量の削減目標のほかに、家庭や業務といった部門ごとに対策の取組状況を把握するために対策指標も設定しています。

その次でございますが、(4)実行計画に基づく取組みの状況についてご覧ください。表は、2017年度に実施した取組みの中から主なものを抜粋したものととなっております。排出量の削減につながります省エネ関係の取組みとして、おおさかスマートエネルギーセンターでの啓発等の活動、家庭部門に関しましてはみんなでお出かけクールシェアやZEH（ゼッチ）の普及、家庭と業務部門にまたがる取組みとしましては建築物の環境配慮の促進、業務や産業部門に関しましてはエネルギーの多量使用事業者に対する評価制度やエネルギー・マネジメント・システムの普及などを挙げています。

次に、(5)気候変動の影響への適応の推進をご覧ください。昨年度、本審議会からの答申を踏まえ、実行計画について、「適応」の基本的方向性を盛り込む改定を行い、大阪府の「適応計画」に位置付けるとともに、大阪府の取組みを分野ごとに整理した「気候変動への適応に係る影響・施策集」の公表を行いました。また、府民や事業者等の適応に関する理解を深めることを目的に、温暖化適応推進事業として、シンポジウムや啓発イベント、啓発冊子の作成を行いました。

以上の進捗を踏まえ、温暖化対策部会においては、資料の上部に記載のとおり、温室効果ガス排出量は実行計画の基準年度や前年度と比べ増加しており、今後の傾向を注視する必要がある。府の施策や事業をよりわかりやすく、効果的に発信して、家庭部門を中心に、省エネ、省CO₂の取組みにつなげること、また適応に関する取組みを今後も充実することが重要であるということの確認をいただいたところでございます。

続きまして、資料の裏面へ参りまして、おおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況についてご報告いたします。

まず、計画の目標でございますが、地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を2000年より3割減らす、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善するという2つの目標を掲げています。

(1)の熱帯夜日数の状況をご覧ください。図1では、大阪、豊中、枚方の府内3地点平均の熱帯夜日数の推移について、各年の実際の日数と5年移動平均したものをグラフとして示しております。

続きまして、図の2をご覧ください。基準年の2000年、2015年、2016年の状況を5年平均の日数で示しております。3本あります棒グラフの右端が2016年で、これは2014年から2018年の5年間の熱帯夜日数の平均でありまして、大阪、豊中、枚方の3地点平均は27日でございます。2000年の37日からは2.7割減少しております。

図1の下、対策実施による削減効果の試算についてですが、計画では、環境省と開発しました「メッシュ熱負荷・気温予測システム」を用いまして、省エネ活動実施率や太陽光パネル普及率など、8項目のヒートアイランド対策の取組みによる気温の低下量を算出しており、計算上、2016年は2000年から2日の熱帯日数の削減に寄与したとの結果となっております。

次に、右上の(2)計画に基づく取組みの状況についてご覧ください。表1は、ヒートアイランド現象の緩和策として、2017年度に実施した主な取組みを記載しております。人工排熱の低減に向けたエコカー普及啓発活動、建物・地表面の高温化抑制に向けた透水性舗装の整備、都市形態の改善に向けた府営公園の整備や緑化の取組みなどを挙げております。

右下の目標2の進捗状況をご覧ください。表2は、目標2の達成に向けた夏

の昼間の暑熱環境がもたらす人への熱ストレスの影響を軽減する取組み、いわゆる適応策として、2017年度に実施した主な取組みを記載しています。

市街地中心部等で緑化活動に取り組む民間事業者を支援する、「実感できるみどりづくり事業」などの実施や、先進的なクールスポットを整備する民間事業者を支援する取組みなどを記載しております。

最後に、左下の点線で囲んでおります部分をご覧ください。参考といたしまして、今年の日最高気温と熱中症救急搬送人員数の推移を記載しております。今年の夏は、太平洋高気圧とチベット高気圧の2つの高気圧が日本付近に張り出し続けた関係で記録的な高温となり、大阪府においては、熱中症救急搬送人員数が例年の倍、7,000人を超える状況になりました。

以上のことを踏まえまして、部会におきましては、資料の上部に記載しておりますとおり、「地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数は、目標に向かって減少傾向にある。一方で、今夏の記録的猛暑や熱中症搬送人員数を勘案すると、夏の暑熱環境改善に向けた取組みの一層の推進が必要である。」ということをご確認いただきました。

温暖化部会に関しましては以上のとおりでございます。

石井会長 ありがとうございます。大変厳しいご報告だったかなと思います。

それでは、ただいまのご報告ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

今年の夏は本当に厳しくて、私が住んでいる堺市でも、8月の下旬でしたか、39.7度という最高気温を記録したことがありました。その頃にいろいろな報道がありまして、例えば、ある新聞には、2100年の天気予報では、今日の大阪の最高気温は43度でしょうか、台風の最大風速は90メートルになりますということもあるかもしれないという記事がありました。風速90メートルだと多分自動車が飛んでしまうそうです。地球温暖化は深刻な状況になっていますが、大阪府でもかなり厳しいのかなというご報告でございました。

皆さん、いかがでしょうか。特にないですか。まだ目標を達成してないのですけれども、この方向で引き続き施策を進めていくということでもよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項の4番でございます。基金活用事業等の審査

結果等について、みどり担当部分を遠藤委員から、そのほか環境担当の部分を事務局からご報告いただきたいと思います。

では、まず遠藤委員からお願いいたします。

遠藤委員 環境・みどり活動促進部会の増田部会長にかわりましてご報告させていただきます。環境・みどり活動促進部会におきます平成30年度の審査・審議事項の結果につきましてご報告申し上げます。

資料5をご覧ください。当部会での審査・審議につきましては、大阪府環境審議会条例及び環境・みどり活動促進部会運営要領の規定に基づき、本部会の決議を大阪府環境審議会の決議といたしました。

平成30年度は部会を計5回開催し、各種補助事業に関わる審査やみどりの基金、環境保全基金の活用方策に関わる検討を行いました。そのうち、第1回の内容につきましては、平成30年6月に開催されました第1回環境審議会で報告させていただいておりますので、それ以降の部会、計4回についてご報告いたします。

初めに、私からは、みどりの基金に関する内容についてご報告申し上げます。まず、資料の2の実感できるみどりづくり事業の審査結果についてご報告いたします。

実感できるみどりづくり事業は、みどりの基金を活用し、市街地中心部や駅前等の多くの人目に触れる場所において、府民が憩える緑陰空間の整備とともに、街区単位等での緑化促進活動を呼びかける民間事業者を「実感・みどり事業者」に認定し、その認定事業者に対して、緑化施設の整備、周辺地域の緑化プランの策定などにかかる経費の一部を補助する事業です。申請のあった1件について、第2回部会で審査した結果、あべのハルカス近鉄本店の低層階屋上での緑化整備等について補助することが適当であると認めました。

次に、2ページをご覧ください。3のみどりづくり活動助成事業の審査結果についてご報告いたします。みどりづくり活動助成事業は、みどりの基金を活用し、地域住民等の協働による樹木の植栽や園庭の芝生化等の緑化活動にかかる経費の一部を補助する事業です。申請のあった2件について、第4回部会で審査した結果、藤井寺市地域文化遺産活性化実行委員会による墓山古墳周辺での花の植え付け等を行う緑化活動、天美北保育園「みどりの会」による植樹や

菜園を活用した緑化活動について補助することが適当であると認めました。

最後に、4のみどりの基金の活用事業についてご報告いたします。第5回部会におきまして、平成31年度のみどりの基金の活用事業について審議を行い、既存の事業に加えて、民間事業者の接道部への高木植栽の促進に向けた新たな施策への活用について、支障なしと判断いたしました。

みどりの基金に関する審査・審議事項の結果の報告につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

小野エネルギー政策課長　　続きまして、環境担当の部分を事務局でありますエネルギー政策課からご報告させていただきます。

それでは、資料5の3ページをご覧ください。まず、5の地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業の審査結果についてご報告します。

この事業は、環境保全基金を活用し、環境NPO等が地域の公益的施設において、府民等から寄付や出資を集めて太陽光発電を設置し、施設との連携で環境活動を行う取組みに対し、必要な経費の一部を補助するものでございます。

申請のあった公益財団法人公害地域再生センターと市民共同発電みのおが計画する2事業について、団体の活動状況や地域への波及効果などの審査を行い、補助することが適当と認められました。

次に6のおおさか環境賞の選考結果についてご報告します。この賞は、自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全または創造に資する活動に取り組んでいる団体等の活動を表彰する制度です。推薦のあった3件についてご審議をいただいた結果、大賞に公益社団法人大阪自然環境保全協会のえぼしがた公園自然観察会、準大賞に大阪府立茨木高等学校の茨高まちづくりプロジェクト、奨励賞に地域の魅力づくりプロジェクト（熊取）推進協議会の取組みがふさわしいとされました。また奨励賞の地域の魅力づくりプロジェクト（熊取）推進協議会と協働者10団体が取組んだ活動を、地域の魅力づくりプロジェクト（熊取）について協働賞とすることが適当と認められました。

次に、5ページの7の環境保全活動補助金事業（2次募集）の審査結果についてご報告します。

この事業は、環境保全基金を活用し、豊かな環境の保全や創造に資する民間団体の自主的な活動を支援するため、民間団体が実施する環境保全などの事業

に対し、必要な経費の一部を補助するものでございます。

前回の環境審議会では第1次募集の申請7件についてご報告いたしましたが、今回2次募集で申請のあった2件についてご審議いただいた結果、団体名bioa（ビオア）が実施する事業、環境（教育）でつなぐやまとまちについて補助することが適当と認められました。

次に8の大阪府クールスポットモデル拠点推進事業の審査結果についてご報告いたします。この事業は、環境保全基金を活用し、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善するための先進的なクールスポットをモデル的に整備する民間事業者の取組みに対し、必要な経費の一部を補助するものでございます。

審査の結果、ミスト発生器や緑化により140メートルにわたり涼しい道を整備する大阪経済大学の事業について補助することが適当と認められました。

最後に9の環境保全基金の活用事業でございますが、第5回部会において、平成31年度、「環境活動を担う人材の育成」「協働による環境活動の推進」「暮らしやすく快適な都市環境の創造」の各分野で環境保全基金を活用して取り組んでいくことについてご審議いただき、お認めをいただきました。

ご報告は以上でございます。

石井会長 遠藤委員、事務局、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、先に進ませていただきたいと思います。

報告事項の5番目です。循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定ということで、事務局からご報告をお願いいたします。

亀井資源循環課長 循環型社会推進室資源循環課長の亀井でございます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

資料でございますが、資料6の1ページ目をご覧ください。平成30年9月7日に知事から諮問があったリサイクル製品の認定につきまして、同じ日に、リサイクル製品認定部会が開催されました。審議結果につきましては、大阪府環境審議会条例及び部会運営要領の規定によりまして、部会の決議を審議会の決議とし、同日付で審議会会長名で知事に答申されましたので、同要領の規定により、部会長にかわり報告をさせていただきます。

それでは、1枚めくっていただきまして2ページ目をご覧ください。平成30年度第1回の部会の概要をまとめております。募集期間は平成30年6月18日から7月13日です。申請製品につきましては、廃木材と廃プラスチックを使用した建築用の床材や廃棄されました瓦を使用した建築用の塗床材、それから、再生プラスチックを使用したデスクマットや養生シートなど10製品でございました。

申請製品につきまして、循環資源の配合率やJIS規格等の各種規格への適合などを、平成30年9月7日に開催した部会で審議をしていただきました。その結果、申請のあった全ての製品について認定することが適当と認められ、同日付で答申が行われました。本府では、これを踏まえて、全ての製品について、平成30年10月1日付けで認定を行ったところでございます。

それでは、参考3の部分をご覧ください。認定製品数の推移についてでございます。繰り返し利用される製品として、平成27年度から認定しております、なにおエコ良品ネクストを含めまして、平成30年10月現在の認定製品数は265製品となっております。括弧内の数字でございますが、平成31年2月末で認定対象から除外をされますコンクリート塊等を原材料とする再生舗装材を除いた件数でございます。今回は再申請のみを受け付けておりまして、対象となる19製品のうち、8製品が再生舗装材です。再生舗装材は、平成31年2月末までしか認定期間がないこともありまして、この8製品は全て再申請がなかったという状況でございます。

なお、3ページ目の別紙に、認定することが適当であるとした製品の名称、申請者などを一覧で示しております。

また、今回の認定製品につきましては、本日幾つか受付の横で展示しておりますので、お帰りの際にでもご覧いただければ幸いです。

リサイクル製品認定部会の報告につきましては以上でございます。

石井会長 ご報告ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告ですけれども、ご意見等あったらお願いいたします。本当に快調なペースで議事が進んでいまして、こんなペースでいいのだろうかと思いながら進行しておりますけれども、よろしいですか。特にご質問等はないですね。

それでは、ご報告も含めて以上ですので、その他の部分に進ませていただきたいと思います。その他のところでは、大阪府における海洋プラスチックごみ対策の取組みのご報告がございます。

では、事務局からご報告をお願いいたします。

堀川環境保全課長 環境管理室環境保全課長の堀川でございます。失礼ですが、着席にてご説明させていただきます。

海洋プラスチックごみ問題につきまして、お手元のA3横1枚物の資料7、大阪府における海洋プラスチックごみ対策の取組みについてとA4カラーの1枚物の啓発チラシ「プラスチックごみから海を守ろう」によりまして、その状況と府の啓発活動を簡単にご紹介させていただきたいと思っております。

まず、お手元の資料の7の上段の現状としたところをご覧ください。まず、海外の動きといたしまして、それ以前から国際会議等で議論されていたところでございますが、日本でこの問題が注目されるきっかけとなりましたのは、本年6月、海洋プラスチックごみ問題をめぐり、生態系を含めた海洋環境への影響が懸念されていることを背景に、カナダのシャルルボワで開催されましたG7サミットにおきまして、カナダと欧州各国が海洋プラスチック憲章を承認し、達成期限付きの数値目標を掲げましたが、ご承知のとおり、米国とともに日本は本憲章には署名をいたしませんでした。また、それ以前から、EU諸国など多くの国々で、使い捨てプラスチックに関する規制の動きが始まっているところでございますが、10月の欧州議会では、2021年から欧州市場全体での使い捨てプラスチックの使用禁止を含む法案が可決されるなど、その世界での動きは加速しているところでございます。

次に、その下、国内の動きのところでございます。本年6月には、海岸漂着物処理推進法が改正されまして、事業者による廃プラスチック類の排出抑制の努力義務が法に追記されるなど、その排出抑制が強化されたところでございます。

7月には、国が中央環境審議会に、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略であります、プラスチック資源循環戦略のあり方について諮問いたしました。来年6月に大阪で開催されますG20サミットに向けまして、本年度中に答申の予定ということでございますが、先月11月13日に開催さ

れました中環審の下のプラスチック資源循環小委員会では取りまとめ案が示されております。

この取りまとめの案では、海洋プラスチック対策やプラスチック資源循環といった項目ごとに重点戦略が示されておりますが、海洋プラスチック対策につきましてはゼロエミッションを目指し、そのために、ポイ捨て、不法投棄の撲滅、化粧品などのスクラブを含む製品中のマイクロビーズ削減の徹底といったもの、また、プラスチック資源循環の項目につきましては、ワンウェイの容器包装など、無駄に使われる資源の削減、再生可能資源への代替切りかえを目指しまして、レジ袋の有料化、プラスチックごみ回収拠点の整備などといった内容となっております。

12月28日までの間、パブリックコメントが募集中ということになっております。

また一方で、民間企業におきましても、スターバックスなどの大手の飲食チェーン店でプラスチック製の使い捨てストローの使用廃止が広がるなど、グローバル企業を中心に取組みが加速しているところでございます。

次に、その下、大阪湾の状況でございますけれども、その右、中段右の円グラフをご覧ください。図1の漂流ごみの種類別割合でございますが、平成27年に実施されました環境省の調査を基に府で作成したグラフです。

個数のベースで、プラスチックごみが流木や海藻といったものを除く人工の漂着ごみ全体の約8割を占めております。その右の図2、漂着したペットボトルの製造国別割合のグラフでは、日本海側や九州では、海外製の漂着のペットボトルの方が多いのですが、大阪湾では、漂着したペットボトルのほとんどが国内製でありまして、その多くが、大阪や兵庫などといった沿岸陸域から流れてきたものではないかと考えられます。

続きまして、資料の下段で、府域における取組みをご紹介させていただきます。下段左側に、継続した取組みとしてお示いたしました、海岸漂着ごみの回収やプラスチックごみを含む廃棄物の3Rの推進などをこれまでも進めまいりました。海岸漂着物や河川敷ごみに関しましては、府や市町村による港湾区域や自然海浜、河川敷等でのごみの回収作業や府民の皆様と一緒に回収活動を行うキャンペーン、あるいは、平成29年策定の大阪湾の地域計画に基づきま

して、浮遊ごみ、海底ごみの国庫補助を活用した回収活動など、また大阪湾沿岸の府縣市町と連携したイベント等での大阪湾の環境保全全般に関する啓発活動などを行っております。また、廃棄物の3Rにつきましては、市町村のルールに従った分別ごみ出し、毎年10月に実施しております環境に優しい買い物キャンペーンでのレジ袋削減の呼びかけ、また本年6月には、北摂の7市3町が、スーパーマーケットの9社と協定を結びまして、域内の多くの店舗でレジ袋の有料化を実施するなどの取組みが行われております。

次に、下段右側の海ごみの発生抑制のための新たな取組みのところをご覧ください。ただ今ご説明いたしました従来からの取組みに加えまして、プラスチックごみは日本では正しく分別廃棄されれば、リサイクルや処理に回りまして、少なくとも海に流れ着くことはございませんので、府民の皆様にも町なかで不用意に捨てられたプラスチックごみは風雨に流されて、途中で腐敗分解されず最終的に海に流れ着くということ、また、海を漂うプラスチックごみは世界的な課題であり、海の生き物を傷つけているということをもっと知っていただくことが必要と考え、お手元にお配りしましたカラーのチラシを作成したところでございます。

10月以降、このようなチラシを活用いたしまして、啓発活動を始めております。このチラシはA4ですが、A3サイズに拡大して、ほぼ同じデザインで拡大したものでポスターを作成しまして、イオンさんや生協さん、セブンイレブンさんなどの店舗で順次配付、掲示させていただいております。

次に、例えば、先月18日のプロサッカーのFC大阪の公式戦を地球環境スペシャルマッチデーと銘打っていただきまして、長居スタジアム内に複数のブースを設け、この海洋プラスチック問題を含むさまざまな環境問題の啓発を実施いたしました。

また、南海電車さんと連携で、以前から、大阪湾うみ・まちウォークといたしまして、大阪湾の環境について考えていただくハイキングを実施しております。先月11月11日の田尻から泉佐野のハイキングでは、参加者にこのチラシをお渡しして、海洋プラスチック問題についてもあわせて啓発を行ったところでした。

そのほか、インターネット放送の生番組や宅配弁当のサービス会社の広報紙

など、さまざまな媒体を活用して啓発活動を進めております。

以上のとおり、まず、いわゆるポイ捨てが海洋プラスチック汚染につながることに付きまして啓発を始めたところでございますが、引き続き、国内外の動向等も踏まえつつ、海洋プラスチックごみ対策に取り組んでまいりたいと考えております。その方策等につきましては、環境審議会でもご議論いただきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

石井会長 ありがとうございます。これもなかなか深刻な問題でございます。

ただいまのご報告ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお願いします。

矢野委員 大阪府医師会の矢野と申します。プラスチックごみに関しまして、環境教育が大変重要だと思いますので、子供会や学校での遠足で海のごみ回収をしていただけたらというのと、あとペットボトルはリサイクルに回しますと大変コストは高いとは思いますが、ハワイ州などでやっておりますように、ペットボトルを1本持ってきたら5円みたいな感じの有料回収を大阪府でしていただいて、エキスポに向けて、大変SDGs頑張っているというアピールにしたいだけだと思います。

以上です。

石井会長 ありがとうございます。今の5円というのはハワイ州ですか。どこが費用を負担しているのですか。

矢野委員 それがわからないんですけれども、例えば、コンビニとかペットボトルを売っているお店に持っていくと5円もらえるのです。ビール瓶の感じですよ。ビール瓶がたしか10円でしたか。結構ホームレスの方が一生懸命拾っておられました。

石井会長 なるほど、ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。

ほかはいかがでしょう。

先日、中央環境審議会のある部会に出たところ、いつも置いてある、ペットボトルのお茶がなくて、最初に、事務局の方から、環境省はワンウェイのペットボトルを会議で使うのをやめたという説明をしていました。大阪府の環境審では昔からそうなのになと思いつつ聞いてたんですけど、いま皆さんの前にあるように、こんな形でコップや湯飲みでやっていただくのがいいのかなと

思います。多分、ここにお集まりの皆さんのいろいろな会議でも、さりげなくペットボトルが並んでいるのではないかと思います。そういうところから啓発をやっていくのが必要なのかなと思います。私の感想でございます。

ほかは何かございますでしょうか。どうぞ、山本委員、お願いします。

山本委員 着座のままで失礼します。府議会の山本でございます。

プラスチックごみから海を守ろうというところなんですけども、僕だけの感覚なのかもしれませんけれども、何となくストローとかレジ袋は、プラスチックという感覚があまりないんです。あれらはビニールだと思ってらっしゃるのではないか。これが結構一般的な考え方ではないかと思います。プラスチックとビニールは、特に僕らより年上の方が結構分けてたりしているのかなというところがあるのですけれども、そういうところにもしっかり目を向けていただいて、レジ袋もプラスチックだよと、ビニール袋と言ってますけどプラスチックだよというところをわかるように進めていただきたいと思って、一言だけ述べさせていただきました。

石井会長 貴重なご発言だと思います。このようなチラシも、「プラスチックは・・・」と始めてしまいますけれども、そもそもプラスチックごみとは何かというところからいかないとだめなんだろうなというご指摘ではないかと思えます。

もう少し正確に言えば、プラスチックは、多分、石油化学製品ということになるのかなと思いますが。

そうしましたら、又野委員、お願いします。

又野委員 私、淀川の近くに住んでるんですけども、最近、台風ですとか大雨とかいろいろありまして、淀川の河川敷の木には、いわゆるビニールシートが、どこから出てきたかわからないのですけど、ここに書いているようなペットボトルとかストローとかそんなレベルではなくて、本当に大きなビニールシートが木にひっかかっています。それはひっかかったままで、多分、農作業系から出ているのかなと思うのですけども、よくビニールハウスが飛んだりとかいろいろありますし、それがいずれは海にたどり着くのかなと。消費者だけでなく、農家さんかどうかわからないですけど、もうちょっと広範囲に、このプラスチックごみの発生源を調査する必要があるのかなと思いました。

石井会長 発生源からそもそも調べた方がいいのではというご意見かと思いません。

ほかはいかがでしょうか。

今日はこの報告しか盛り上がらななので、何かこの際ですので、ご発言があったらお願いしたいのですけれども。

先ほど、私の部会の方から報告した新環境総合計画ですけれども、2021から新しい計画に変わる予定になっています。新計画には必ずプラスチックの問題も入れなければいけないだろうと先日の部会では議論したところです。

では、特にないですか。はい、どうぞ、遠藤委員、お願いします。

遠藤委員 私も主婦感覚の立場としての意見として言いますと、もちろんストローとかレジ袋とか、そういうところは企業さんとかがされて、スーパーマーケットもあれなんですけど、一番私たちがお世話になっているといたら、お弁当の小さなバランですとか仕切りのカップとか、そういうのを本当に主婦としては使うということもありまして、そして、またたくさん皆さん、お外でコンビニのお弁当を買ったりしているのですけれども、そういうものも非常に大きなごみの量を占めているのじゃないかなと日々思っております。

ちょっと聞いたところによりますと、フランスでは、お弁当文化というのが、日本の「弁当」という言葉が世界各国の言葉にもなっていて、お弁当屋さんも、非常に日本の和食のお弁当がすごく欧米では人気ですので、お弁当屋さんもできているらしいのですが、その中にバランとか、そうしたプラスチック製品の仕切りが入っているものは絶対に買わないというような不買運動という風潮もあるらしいので、その辺の身近な、日常的に食べるもののところも視点に入られてはどうかと思います。

石井会長 ありがとうございます。

先ほど、マイクロビーズというのが出てきたと思うのですが、これ、何かと思われた人がいるかもしれません。例えば、歯磨きの中に、よく磨けるようにということで、やすりのかわりに、すごく小さなプラスチックを入れてるんですね。洗顔剤にも入っているそうですけれど、ただ、大手企業は、これを撤廃しようという方向に動いてると聞いています。

あと、先ほどの山本委員の発言に関わってですけども、プラスチックといっ

ても、科学者はいろいろと努力をしております、例えば、石油からつくる従来のプラスチックの他に、バイオプラスチックという新しいプラスチックもつくり始めています。その中には、原材料が生物起源のものや、それを捨ててもやがて時間がたつと土に返っていくというものがあります。ですから、バイオプラスチックのような代替品を普及していくのも大事なことではないかと思えます。多分、いろいろな施策が考えられるのではないかなと思うのですけれども。

ほかはいかがでしょうか。特によろしいですか。

では、今後、この件につきまして、世界中でプラスチックごみの海洋汚染を防止しようという取組みが進んでおりますので、大阪府におきましても、精神的に取り組んでいただきたいと思えます。

これで予定された議題は終了いたしますけれども、ほかに何かありましたら、よろしく願いいたします。

森臨時委員（中川近畿経済産業局環境・リサイクル課課長補佐） 近畿経済産業局でございます。今日はありがとうございます。2点ご案内させていただきたいと思っております。

1点は、委員の皆様の上に配付されておりますPCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会ということで、PCBの廃棄物の適正な処理が求められているところがございますけれども、期限がございまして、近畿エリアでもそろそろ期限が近づいているということで、大阪市では12月14日に説明会が開催されますので、興味、ご関心のある方は、チラシに載っているホームページで申し込んでいただければと思います。

もう1点は、チラシが足りなかったもので、事務局に、入り口のところに置いていただいているのですが、バイオマスセミナーを12月14日、兵庫県になりますけれども、神戸市の工業技術センターで開催いたします。当局で、バイオマスの有効活用、地域力創造につなげるということを支援しております、それに関するセミナーを開催します。これもよろしかったらご参加ください。

以上です。

石井会長 どうもありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

では、なければ、皆様、長時間にわたりまして議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

司会（長浜主査） ありがとうございました。本日予定しておりましたものは以上でございます。なお、お名前をご記入いただきました出席確認票はお席の上に置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。

これで、本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

—— 了 ——